

## 第3章 都市づくりの全体計画

### 3-1 土地利用計画

#### 1 基本的な考え方

##### 【市街化区域の考え方】

本市の市街化区域は315haと市域面積の約5%程であり、住宅や生活サービス施設がコンパクトにまとまった市街地を形成しています。今後、さらなる人口減少や高齢化の進行に対応するためには、既成市街地を維持しながらも、鉄道駅を拠点として医療・福祉・行政などの生活サービスの集約を図り、その周辺に良好な住環境を形成することで、公共交通の利用や徒歩での暮らしへの緩やかな転換をめざすことが必要です。

##### 【将来的に市街化区域への編入を検討する区域の考え方】

市街化調整区域においては自然環境や農地の保全を基本としますが、特に市街化区域の周辺や幹線道路の沿道などのすでに市街化が進みつつあるところでは、基盤整備の確実性など条件が整った段階で市街化区域と一体となったまちづくりについて検討します。また、交通利便性の高い弥富インターチェンジ周辺や(都)甚目寺佐織線【主要地方道あま愛西線】沿道では、周辺環境に配慮しつつ計画的に土地利用を誘導することで、立地ポテンシャルを生かした企業誘致の推進を図ります。

##### 【将来的に市街化区域への編入を検討する区域について】

本市の市街化区域の人口密度は、都市計画運用指針などで示される基準よりも高く、周辺市町と比較しても高い状況にあります。一部低未利用地も存在しています。今後市民の流出を防ぎ、他市町からの転入を図るためには、子育て世代などに選ばれるまちづくりが必要です。そのため、市街化区域の低未利用地を活用した身近な場所で緑やオープンスペースが楽しめる住み心地の良い住環境の創出、ゆとりある生活空間の形成を図ります。

一方で本市の世帯数は増加傾向にあり、今後も増加が想定されます。将来的な世帯数の増加分について、まずは市街化区域の低未利用地などを受け皿とします。そこで収容しきれない増加分は、市街地近郊に都市基盤を整えつつ誘導することを検討します。

##### 【市街化調整区域の考え方】

市西部に広がる優良な農地は、水稻やレンコンなどの生産の場として農業を支えるだけでなく、生物多様性の保全や田園風景の形成、防災機能など多面的な機能を有する貴重な資源となっています。また、本市は木曾川や長良川をはじめとする多くの河川が流れ、水資源にも恵まれています。これらの自然環境は、周辺の既存集落地に配慮しながら保全していくとともに、ゆとりやうるおいを感じられる憩いの空間としての土地利用を図ります。

## 2 土地利用の方針

### (1) 市街化区域の土地利用の方針

#### ● 住宅地

住宅地については、建物の建て替えに合わせた狭あい道路※の拡幅や空き家・空き地の有効活用を進めることで、戸建て住宅を中心としたゆとりある居住空間を維持するとともに、防災性の高い住宅地の形成を図ります。

#### ● 住機能移行地

瀏高駅東側や日比野駅周辺、佐屋駅周辺の工業地は、工場の廃業や移転などにより住宅地への転換が進んでいるため、住居系の用途地域への変更などにより、住宅地としての土地利用へ移行を図り、生活環境の向上に努めます。

#### ● 商業地

現在の商業系市街地は、勝幡駅、佐屋駅、富吉駅の隣接地に近隣商業地域として配置されていますが、勝幡駅や日比野駅周辺部の工場跡地には大規模商業施設が立地しており、工業地域における土地利用転換が進んでいます。

そこで、既存市街地において商業系の用途地域への変更などにより、主要駅の周辺部を基本として、地域の生活に必要な生活利便施設の誘導を図ります。

### (2) 将来的に市街化区域への編入を検討する区域の土地利用の方針

#### ● 市街地近郊地

佐屋・佐織地域において、市街化区域と連担し、すでに市街化が進みつつある区域、並びに都市基盤の状況から市街化が見込まれる区域を市街地近郊地として位置付けます。鉄道駅や主要施設と近接した生活利便性の高さを生かし、市街化の状況を踏まえ、土地区画整理事業※や地区計画制度※の活用、民間開発の誘導などを検討し、将来的に市街化区域への編入を検討します。

また、幹線道路の交通アクセスの利点を生かして、交通量の増加への配慮や周辺環境や景観との調和を図りながら、地域に必要な生活利便施設の立地を許容します。

※〈狭あい道路〉幅員が4メートル未満の生活用の道路。

※〈土地区画整理事業〉道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

※〈地区計画制度〉一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画の制度。

## ● 工業推進地

工業系市街地については、市内雇用の促進に向けた新たな就業の場の創出を担うものとして、(都)甚目寺佐織線【主要地方道あま愛西線】沿道に南河田工業団地を整備し、製造・物流系の企業誘致を推進しました。弥富インターチェンジ北西部においては用地造成に係る予備調査を実施しており、大型企業誘致や既存工場の移転などを計画的に推進するとともに、十分な緑地の確保など周辺環境と共生した工業系市街地の形成を図ります。

## (3) 市街化調整区域の土地利用の方針

### ● 近郊集落地

市街化区域周辺の農地と居住地が混在する区域については、市街化の抑制と優良な農地の保全を基本とし、周辺環境と調和した住環境の維持を図ります。

### ● 農業保全地

市西部の大部分など一団の農地については、生産性の高い農業の確立、並びに地下水源への水の供給地（涵養地）、雨水調整などの機能維持に向け、基本的に優良農地※の保全に努めます。

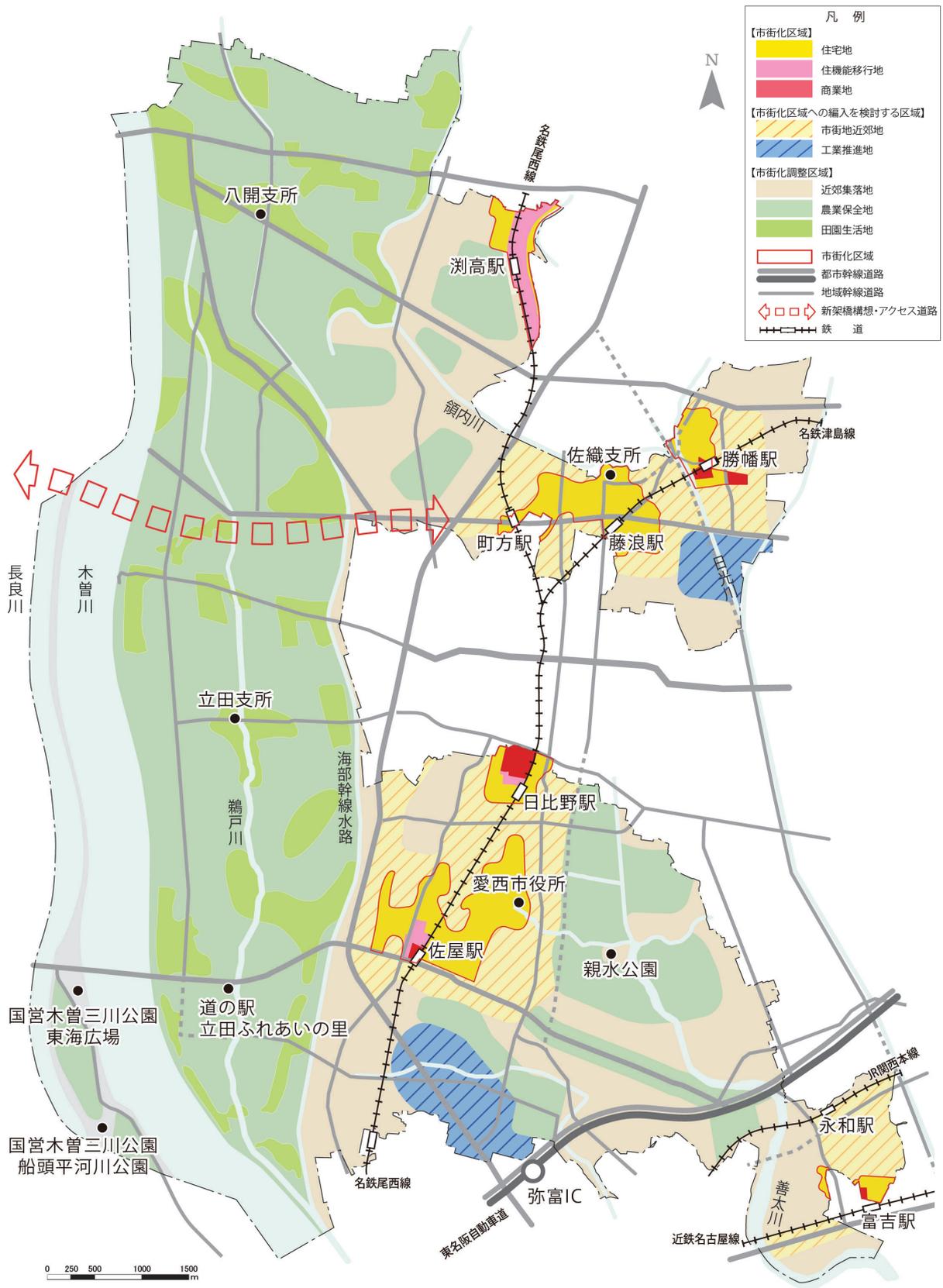
木曾川・長良川をはじめとする主要な河川については、治水などの河川機能の維持を基本としつつ、河川緑地のレクリエーション活用などの多面的な機能の発揮や、水辺環境や眺望などの河川景観の保全に向けた計画づくりに努めます。

### ● 田園生活地

立田・八開地域において営農環境を支える農村集落など住宅地が一定規模集積している区域については、農地の無秩序な宅地化を抑制しつつ、地域住民の日常生活を支える機能や安全な住環境の確保に努めます。

※〈優良農地〉一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

■土地利用方針図



## 3-2 分野別都市づくりの方針

### 1 市街地整備の方針

#### (1) 基本的な考え方

人口減少や少子・超高齢社会の到来を前提条件とし、その上で持続可能な都市の形成に向け、各地域における生活機能・空間の維持を図りつつ、コンパクトで多様な機能が効率的に連携する都市構造に再編する必要があります。

このため、無秩序な都市機能の分散を抑制する一方、都市拠点の立地や都市軸に合わせ、必要規模の生活空間を確保し、生活利便性を高めた快適な市街地整備を図ります。

#### (2) 整備・誘導の方針

##### ● 住宅地の生活環境の向上

既成住宅地では、安心・安全の視点から、管理が適正に行われていない空き家の改善に向けた取組を推進します。また、建物の建て替えに合わせた狭あい道路の拡幅や空き地などを活用した公園・緑地の確保による防災性の向上など、地区計画制度等を活用することで、誰もが安心かつ快適に暮らせる生活環境と都市基盤の整備を推進します。

##### ● 良好な住環境の創出に向けた都市基盤整備

澁高地区において、周辺の文教施設や田園環境と調和した緑豊かでゆとりとるおいのある住環境を創出するため、地区計画に基づき地区施設として位置付けられた公園等の都市基盤施設の整備を推進します。

##### ● 佐屋駅周辺の再整備

佐屋駅周辺においては、街区の再編や高度利用など効率的な土地利用により、鉄道駅へのアクセス利便性を高め、交通結節機能の強化に向け具体的な検討を進めます。

また、跡地利用などによる土地利用の転換に合わせ、適正な敷地規模への誘導や道路をはじめとする都市施設の充実に努めます。

### ● 市街地近郊地の整備

鉄道駅を中心とした市街地の周辺部では、無秩序な開発の抑制と優良農地の保全を基本としつつも、そこに暮らす人々の良好な住環境の維持・確保を図ります。道路や公園などの必要な都市基盤整備については、農政部局との調整を行うとともに、土地区画整理事業や民間開発などの事業手法、並びに地区計画制度や開発許可制度\*などを活用することで、将来的な市街化区域への編入も見据え、計画的な整備の推進を検討します。

### ● 産業立地に向けた工業推進地の整備

弥富インターチェンジ北西部については、交通の利便性が高い立地ポテンシャルを生かし、周辺環境との調和を図りながら、必要に応じて市街化区域への編入や地区計画制度を活用することにより、産業立地に向けた工業用地造成などの整備を検討します。

### ● 集落環境の整備

立田・八開地域の公共サービス拠点周辺においては、生活道路や災害時に避難場所としても機能する公園の確保、交通規制など安全に暮らすためのルールづくりに努め、集落環境の維持を図ります。また、公有地などにおける土地活用の検討と、その実現に向けて必要な場合は地区計画制度の活用についても検討します。

---

※〈開発許可制度〉一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。

## 2 交通施設整備の方針

### (1) 基本的な考え方

各鉄道駅と弥富インターチェンジを中心として、一体的な交通体系の構築を図るとともに、広域並びに地域間の連携強化や、市街地内における円滑な交通を確保する道路網の整備を推進します。

また、歩行者や自転車が安全で快適に利用できる交通環境づくりや、コンパクトなまちづくりに向けて、鉄道と巡回バスを組み合わせた公共交通ネットワークの充実に努めます。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 道路

周辺の都市との連絡を担う都市幹線道路、市内の各地域を結ぶ地域幹線道路、及び交通結節点として機能する鉄道駅周辺について整備方針を整理します。

都市計画道路については、周辺地域への整備効果を踏まえて、整備の優先順位を検討します。また、長期にわたって未着手となっている（都）佐屋多度線、（都）津島佐屋線、（都）子宝愛西線、（都）橋詰見越線などの路線・区間については、計画の必要性、周辺の環境への影響、代替機能の有無等の検証結果によって見直しを行うとともに、必要に応じて新たに都市計画道路として整備する路線の検討を行います。

#### ① 都市間交流を促進する都市幹線道路の整備

広域的な骨格軸となる（都）名古屋第3環状線【一般国道155号】と（都）国道1号西線【一般国道1号】については、交通処理機能及び緊急輸送道路としての機能を確保するため、国や県、沿線市町と協力し、全線4車線化の早期完成を促進します。

また、津島市、弥富市、稲沢市などの周辺市町との連携を形成する道路として、主要地方道名古屋津島線、（都）弥富蟹江名古屋線【主要地方道名古屋蟹江弥富線】、（都）甚目寺佐織線【主要地方道あま愛西線】、（都）佐屋多度線【一般県道佐屋多度線】は、見直し検討区間を除く未整備区間の整備を推進します。（都）給父西枇杷島西線【一般県道給父西枇杷島線】、主要地方道津島南濃線、一般県道給父清須線については、歩道整備や交通安全対策などにより機能強化を図ります。

東西連携軸の機能強化に向けては、東西方向の広域的な道路ネットワークを強化することにより、通勤時間帯や観光目的による休日の渋滞の緩和に寄与し、大規模災害時には防災上重要となる木曾川・長良川新架橋の早期実現を要望するとともに、新架橋へのアクセス道路である一般県道津島海津線の都市計画道路への位置付けを検討します。

## ② 地域間交流や都市機能連携を強化する地域幹線道路の整備

地域幹線道路としては、市街地ゾーンにおける佐屋地域と佐織地域の南北連携に向け、一般県道一宮弥富線の機能強化と(都)津島佐屋線の整備推進、並びに市街地における安全な交通空間の確保を図ります。

日光川の治水、水害時の避難・緊急輸送道路として、住民の生命を支える重要な役割を担う日光川右岸堤防防災道路は、地域を南北につなぐ海部津島地域の重要路線である西尾張中央道を補完する産業及び生活道路として期待されています。整備については、国や県及び沿線都市と協力し、早期完成を促進します。

幹線道路網が不足している立田地域については、主要な市道や広域農道などを活用し、(都)名古屋第3環状線【一般国道155号】などの都市幹線道路へのネットワークを確保します。

また、交通結節機能の強化と周辺部におけるにぎわいの創出に向け、鉄道駅へとつながる未着手の都市計画道路の整備を促進します。

## ③ 安全で快適な歩行空間の整備

各鉄道駅から主要施設や生活利便施設を結ぶ道路を中心に連続的な歩道・自転車道の整備を進めるとともに、歩行者や自転車の通行を優先する道路ネットワークの形成を検討します。

また、高齢者や車いす利用者など、誰もが安全で快適に移動できるよう、歩道のバリアフリー化や緑化、街路灯・防犯灯の整備などによる歩行環境の改善を図ります。特に通学路においては、グリーンベルトなどのカラー舗装や自動車の速度を抑える取組を推進することで、歩行者の交通安全の確保に努めます。

## ● 公共交通

コンパクトな都市構造の構築においては、都市機能の集約に合わせ、市内各地域からのアクセス性の向上が必要となります。過度に自家用車に頼らない生活へと徐々に転換するため、鉄道と巡回バスによる公共交通ネットワークを充実させ、身近な公共交通の利便性向上を図ります。鉄道駅では、タクシーや自家用車、自転車、歩行者などの利便性を高めるための交通結節機能の強化を図ります。

### ① 地域の足の確保

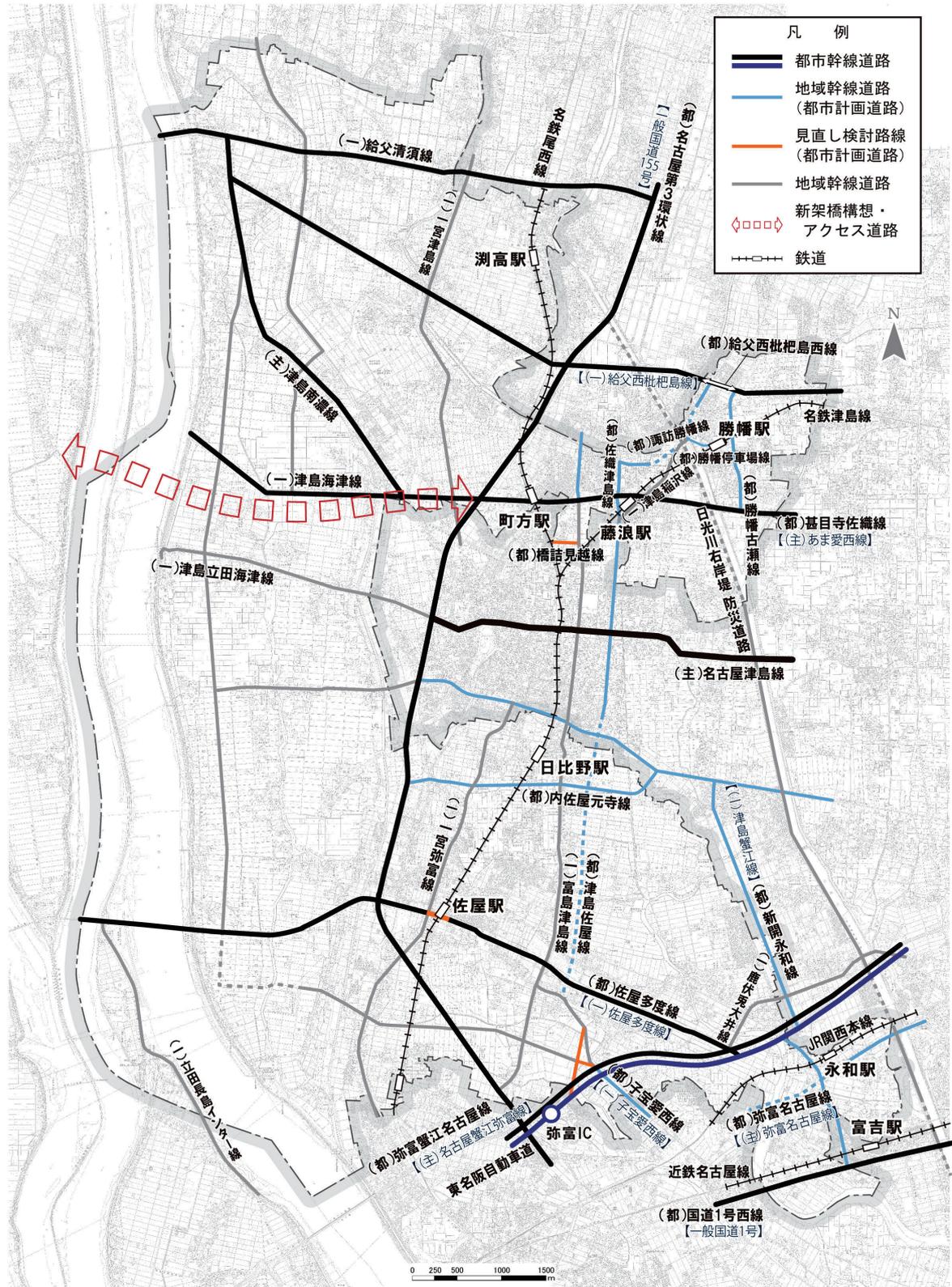
少子・超高齢社会における移動制約者の交通手段の安定的な確保に向け、鉄道と巡回バスによる効率的な公共交通体系の構築を図ります。巡回バスの運行については、主要な鉄道駅や公共施設、生活利便施設を結ぶ路線への再編、並びに運行ダイヤの調整など、市民ニーズに対応した見直しを行い、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供に努め、地域住民の利用促進を図ります。

### ② 鉄道利用の利便性の向上

佐屋駅については、一体的な整備を視野に入れた鉄道駅周辺整備事業を計画・検討し、乗降場や駐輪場を備えた安心・安全に利用できる駅前広場の整備を推進します。日比野駅、永和駅については、駅前広場や周辺道路の整備を検討します。

さらに、佐屋駅と日比野駅では、鉄道事業者との調整を行いながら施設のバリアフリー化を促進し、利用者の利便性向上を図ります。

■交通施設整備方針図



### 3 公園・緑地整備の方針

#### (1) 基本的な考え方

市民が自然とふれあえる空間の充実や防災機能の強化を図るため、市内に点在する児童遊園やちびっこ広場、農村公園、市西部に広がる広大な農地などの緑の状況を勘案しつつ、新たに地域の拠点となる都市公園の整備を計画的に行います。

また、木曾川・長良川をはじめとした河川を活用した親水レクリエーション機能の強化を図るとともに、市民と協力しながら身近な緑の確保・保全に努めます。

#### (2) 整備・誘導の方針

##### ● 都市公園の適正配置

本市には住区基幹公園として都市計画決定された公園が5箇所、都市緑地が2箇所あり、そのうちリバーサイドパークと木曾川海部緑地を除く公園・緑地の整備が完了しています。一人当たりの都市公園・緑地面積は8.89㎡/人（H31.3.31時点）となっており、近年着実に整備が進んでいますが、都市公園法施行令の目標水準10㎡/人を下回っています。

児童遊園やちびっこ広場、農村公園などにより身近な緑を補完しつつ、防災機能の強化や住環境の向上を図るため、公園・緑地の少ない地域を中心に、空き地や市街地内農地などを有効活用した都市公園の整備を進めます。

立田地域は、道の駅立田ふれあいの里や花はす田との一体的な利用によりにぎわいを創出する新たな都市公園を整備します。

##### ● 既設公園の改善とバリアフリー化の推進

既設公園については、遊具などの安全点検を徹底し、施設や設備の修繕・更新を順次進めます。佐屋地域に立地する親水公園は整備が完了していますが、より魅力的でにぎわいのある公園をめざして、ビオトープ<sup>※</sup>化や集いの場としての整備や活用を検討します。

また、子どもから高齢者、障害のある方など、あらゆる人が利用しやすいように、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した公園の整備を図ります。

##### ● 生産緑地の保全と活用

生産緑地として指定されている農地は、生産の場としてだけでなく、公園・緑地の役割を補う場としても活用が期待されています。良好な都市環境を確保するため保全を図るとともに、市民の憩いの場、自然と親しむ場としての活用を促進します。

周囲に公園や緑地が少ない地域においては、必要に応じて買い取りや民間活力の導入による公園の整備について検討します。

※〈ビオトープ〉生物多様性の維持や、都市住民と自然とのふれあい創出等を目的に、人工的に生物（植物や魚、昆虫等）が共存するために作り出した空間。

### ● 公園の防災機能の維持・活用

地域単位で避難場所として利用することとなる市内各所の公園などは、災害時に機能が滞らないよう日常的に維持管理に努めます。

住宅が密集する地域においては、公園・緑地の整備を図り、延焼防止や避難場所として活用します。

### ● 水と緑の交流空間の創出

木曽川海部緑地を活用したレクリエーション機能の充実、日光川・善太川などにおける親水空間の整備を検討するなど、水と緑のネットワークの形成に努めます。

ゲノタ幹線水路及び稲葉支線水路の市役所から親水公園までの区間では、水環境整備事業により、護岸整備を行うことで水路機能の向上を図ります。併せて管理用道路については、自然と共生し季節を感じながら散策できる遊歩道として整備を推進します。

広域防災活動拠点については、親水公園との近接性も踏まえ、地域住民からも親しまれるような日常的な利活用を県とともに検討します。

また、木曽川・長良川周辺における愛西市かわまちづくり計画では、船着場や散策路の整備により、船頭平閘門やケレップ水制群などの地域資源と木曽三川公園を周遊できる親水空間の創出を図ります。

### ● 緑化の推進

学校や公共施設、商店街など不特定多数の人が集まる施設や、大規模工業施設、緑が不足している市街地や集落地において、植栽や生垣などの緑化を推進します。

また、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」を活用した民有地の緑化推進を図ります。

### ● 市民による緑化活動と適切な維持管理

多様な緑の確保に向けては、地域、事業者、行政が一体となって、緑化運動や花いっぱい運動などの活動に取り組むことで、日常から緑と親しめるような憩いの空間の形成を図ります。また、市民や市民団体などが行う緑化活動や都市緑化の普及啓発活動などの支援を推進します。

既設の都市公園や児童遊園、ちびっこ広場、農村公園などの維持管理については、草刈や清掃などを地域住民との協働により推進します。

## 4 河川・下水道整備の方針

### (1) 基本的な考え方

河川については、自然災害に対する安全性の確保や自然環境並びに生態系に配慮した河川整備を推進します。

また、本市では、快適な生活環境の形成と自然環境の保全に向けて、公共下水道の整備を推進し、合併浄化槽の設置に対する支援を行います。整備が完了している農業集落排水等については、施設の老朽化対策として修繕・更新及び集約化・複合化に努めます。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 河川・水路の整備促進

日光川とその支流の善太川、領内川、並びに鶉戸川をはじめとする市内を流れる河川や水路については、洪水対策などの治水と親水空間整備などの利水の両面から整備を検討します。護岸整備や築堤といった防災性を重視した整備を行いながらも、自然環境や生物多様性に配慮し、うるおいのある水辺空間の形成を図ります。

#### ● 公共下水道事業

河川の水質浄化に向け、「愛西市污水適正処理構想」及び「愛西市公共下水道事業計画」に基づき、計画的に整備を推進し、下水道普及率を高めていきます。また、道路陥没やマンホールに起因する事故を起こさないように、かつ維持管理及び改築修繕を適切に行うため、ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査の実施に努めます。

#### ● 農業集落排水事業等

農業集落排水等施設の整備事業は完了しており、今後は、農村集落などにおける良好な住環境の保全に向け、処理場及び管路施設の維持管理に努めます。

## 5 その他の都市施設整備の方針

### (1) 基本的な考え方

愛西市総合斎苑やその他の都市施設については、「愛西市公共施設等総合管理計画」に基づき総合的かつ計画的な管理を行います。公共施設等の跡地では、国や県、近隣市町村との協力や、民間活力の導入による活用を検討します。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 公共施設等の総合管理

公共施設等については、予防保全の観点から優先度をつけつつ、計画的な維持管理・修繕・更新等を実施し、施設の安全性の確保と中長期的なライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくため、近隣市町村等との相互利用・機能補完などの広域連携を視野に入れた施設の統廃合や複合化を検討します。統廃合等により生じた未利用施設や跡地については、民間への譲渡・売却やPFI<sup>※</sup>等の導入など民間活力の活用により施設総量の適正化に努めます。

#### ● 愛西市総合斎苑の維持管理

愛西市総合斎苑は、市民が安心して利用できる斎場として整備され、平成23年9月から利用されています。今後は、長期的に利用できる施設として維持管理に努めます。

#### ● 旧永和荘跡地の活用

旧永和荘跡地では、県が広域的な防災活動拠点の整備を進めています。地域住民に親しまれる施設となるよう、平常時の活用などについて県と協力しながら検討します。

#### ● 海部地区環境事務組合塩田センター跡地の活用

海部地区環境事務組合塩田センター跡地（ごみ清掃工場跡地）は、海部管内水防施設として整備されています。周辺を含む既存の桜並木の活用を踏まえた公園などの憩いの広場としての活用についても、関係機関と協議しながら検討します。

---

※〈PFI〉(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 6 自然環境保全及び都市環境形成の方針

### (1) 基本的な考え方

地球的規模での環境問題が深刻化する中、将来に向け持続可能な循環型社会の構築が必要となっています。

このため、美しい自然環境を保全するとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進、クリーンエネルギーの導入促進など、環境への負荷をできるだけ抑え、人にも環境にもやさしいまちづくりを推進します。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 自然環境の保全

##### ① 水辺環境の保全

市内を流れる河川については、水質の浄化や下水道の普及促進、「川と海のクリーン大作戦」や「ごみゼロ運動」による河川沿いの清掃活動などにより、きれいな川づくりを推進します。

また、自然観察会などの開催により身近な自然とのふれあいや環境の大切さを学ぶ機会を通じて、市民の環境保全意識の高揚を図り、野鳥や魚類の生息地づくり及び河川周辺の自然環境の保全に努めます。

##### ② 優良農地の保全

優良農地については、「農業振興地域整備計画」に基づいて、積極的な保全・確保に努めます。それにより、農地の持つ食料生産の基本的な機能のほか、自然環境の保全、雨水を一時的に貯留し都市災害を防ぐ機能など幅広い機能を維持します。

また、保全会（令和2年度時点で32組織）が多面的機能支払交付金事業を活用し、農用地・農道・水路などの土地改良施設の維持管理を行うことで、農業基盤や農村環境の良好な保全と質的な向上を図ります。

## ● 都市環境の形成

### ① ごみ減量の実践

地球環境への負荷を軽減するため、ごみの減量化やできる限り資源の消費を減らして循環させる循環型社会の実現に向けて、廃棄物などの発生抑制・再使用・再利用（3R：Reduce, Reuse, Recycle）に加え、断る（Refuse）・直す（Repair）を盛り込んだ5Rを推進します。

### ② クリーンエネルギーの導入促進

地球温暖化の防止に向け、クリーンエネルギーの導入促進による温室効果ガスの排出量の軽減を推進します。

また、巡回バス利用の利便性向上を図り、公共交通機関の利用促進による二酸化炭素の排出量の軽減を推進します。

### ③ 自然との共生

大規模工業施設の敷地内緑化や各家庭における植栽・生垣の設置などの緑化を推進し、豊かな水辺空間とともに、自然環境と調和した憩いの空間の創出に努めます。

## 7 都市防災の方針

### (1) 基本的な考え方

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」や東海地震における「地震防災対策強化地域」に指定されており、発生が予想される巨大地震による液状化や津波浸水の被害が危惧されています。また、市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、台風などの大雨がもたらす洪水被害も懸念されます。

災害時における市民の安全を確保するためには、都市の総合的な防災性向上に向けた基盤施設整備を進めるとともに、建築物の不燃化・耐震化や地域における防災コミュニティの形成など、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 避難拠点及び防災活動拠点の整備

避難場所や消防・警察などの活動拠点となる防災活動拠点などについては、「愛西市地域防災計画」に基づき整備を進め、感染症対策に留意した運営に努めます。

また、市域の適所に救援物資などの集積・輸送拠点を確保するため、民間企業との協定締結などを進めることで整備の充実を図ります。

#### ● 緊急輸送道路、避難路などの整備

災害時における応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、地域内輸送拠点などへの物資の輸送を担う緊急輸送道路と、市内活動拠点及び医療施設、避難場所などを結ぶ補完道路を指定し、整備します。また、日光川右岸堤防災道路は、水害時の救援・復旧物資の輸送路及び避難路として、整備の早期完了を促進します。

人口・建物が密集する市街地では、狭あい道路の解消など、災害時の効果的な対策活動に資する基盤整備を推進します。

#### ● 建築物の耐震改修・水害対策の促進

「愛西市耐震改修促進計画」に基づき、災害時の拠点、避難施設となる公共施設や多くの者が利用する特定建築物の耐震化は達成され、今後はその老朽化に対応した維持管理を図ります。また、地震発生時における木造住宅などの倒壊を防止するため、建物及びブロック塀などの除却工事に要する費用の一部について補助制度を活用し被害の軽減に努めます。

耐震化の促進に向けては、市民に耐震診断や耐震改修の必要性を周知・啓発します。

また、建物の建て替えの際には盛土による敷地の嵩上げや高床式とするといった浸水対策に関する情報の周知・啓発を積極的に図ります。

### ● 水害の防止

本市はほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、治水・水害対策が非常に重要です。日光川及び領内川などの日光川水系の河川については、「二級河川日光川水系 河川整備計画」に基づいて、堤防の耐震化・液状化対策が進められています。洪水の発生の防止や被害の軽減に向け、未改修河川の早期整備及び排水施設の整備を促進するとともに、災害時における水防活動を支援するなど、総合的な治水・災害対策を推進します。

### ● 地域の防災意識の高揚

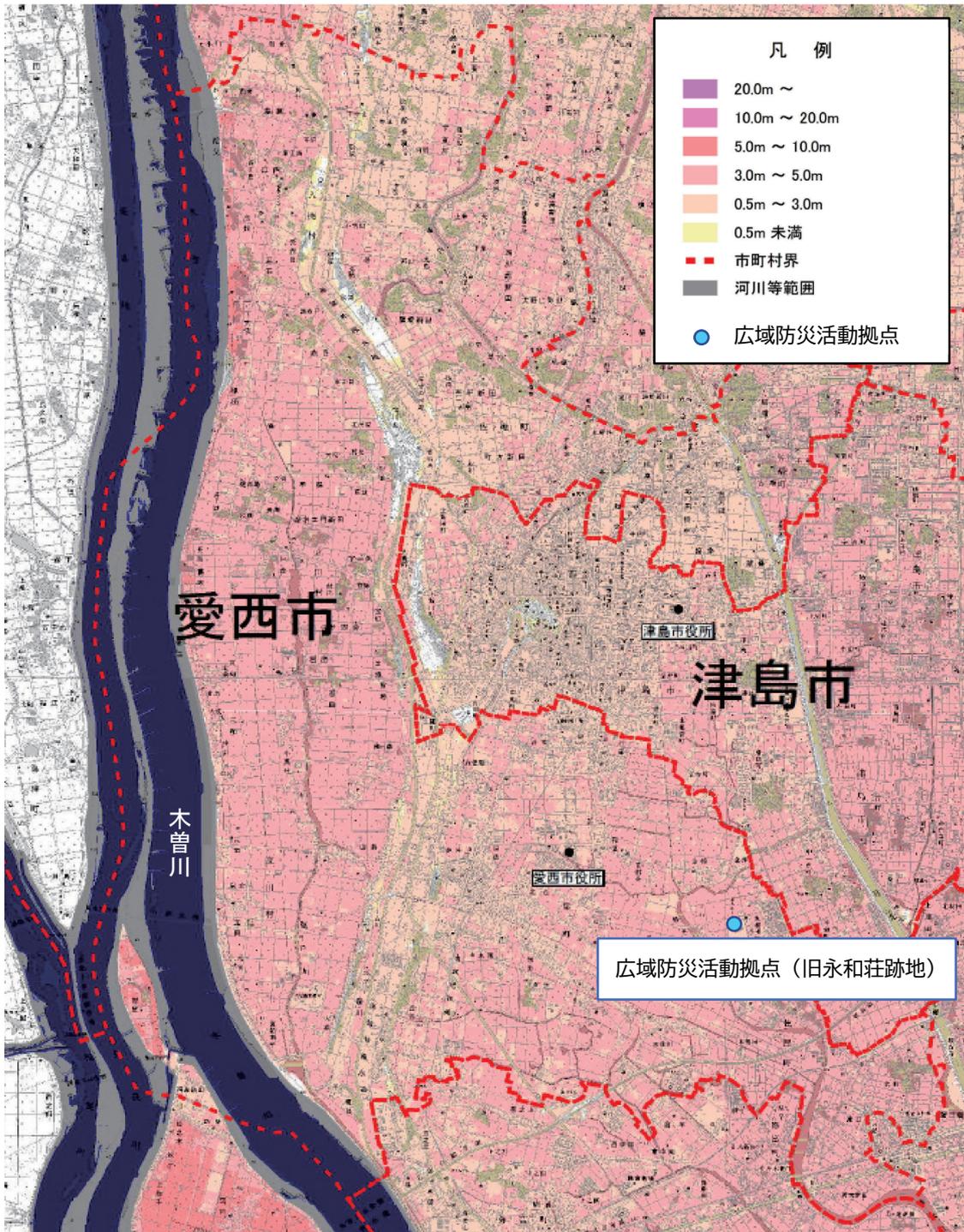
本市では、各地区に計 179 の自主防災会が設立されています。自主防災会の防災訓練実施に際しては、備品の購入補助など、地域住民の主体的な防災活動の支援を行います。今後は、自主防災会の連合化を検討し、地域住民同士の助け合いや地域組織の連携を促すとともに、広報、ホームページ、防災メール等を活用した情報発信やハザードマップを用いた災害危険箇所などの周知に努め、ひとりひとりの防災意識の向上を図ります。

### ● 広域防災活動拠点の整備

旧永和荘跡地では、災害時に浸水した地域に取り残された人々を速やかに救助するための拠点となる施設の整備を、県が主体となって進めています。ヘリポートや船着場、防災倉庫などを整備し、ヘリコプターやボートを用いた救助活動を行う際の最前線拠点としての活用が期待されています。

平常時については、広場とすることを想定しており、地域住民に親しまれるような活用方法を県と協力しながら検討します。

■【参考】木曾川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



※想定最大規模降雨時に複数の破堤点を設置し、それらの浸水想定を重ねた図

資料：木曾川上流河川事務所 平成 28 年 12 月

## 8 景観形成の方針

### (1) 基本的な考え方

本市は、木曾川、船頭平閘門、西條八幡社、はず田が美しい愛知づくり景観資源として指定されています。木曾川・長良川をはじめとする水辺空間や市西部の広々とした田園風景などは本市の特色ある自然景観です。このほかにも市街地や幹線道路沿いの都市景観、旧道沿いなどの歴史を感じさせるまち並みといった多様な景観が形成されています。

こうした本市の特徴的な景観の保全・育成・創造に向け、景観計画の策定を検討しつつ、市民が愛着と誇りを持てる景観づくりを推進します。

### (2) 整備・誘導の方針

#### ● 市街地景観の形成

鉄道駅やその周辺については、市内外の人が利用する本市の玄関口として、もてなしの空間を創出するとともに、駅前にふさわしい都市景観の形成を図ります。

住宅地をはじめ商業、業務、文化機能などが集積する市街地においては、空き家・空き地の適正管理や有効活用などの対策を講じることで、まち並みの保全や、にぎわいと活力ある景観形成を推進します。

#### ● 歴史的まち並みの再生・保全

本市には佐屋街道をはじめとする旧道が市街地内に通っており、各所に旧跡や西條八幡社といった歴史的建物などが残っています。これらは貴重な歴史的資産として保全するとともに、安全面に配慮しつつ、まちづくりに積極的に活用し、地域の魅力向上を図ります。

#### ● 沿道景観の形成

主要な幹線道路の沿線において、屋外広告物条例に基づいた看板などの規制や緑化活動を推進し、魅力ある交通空間の創出や、周辺環境に配慮した景観の形成を図ります。

#### ● 田園景観の保全

森川花はず田などの特色ある田園景観については、点在する農村集落の風景との調和に配慮しながら、保全・継承に努めます。

#### ● 水辺景観の保全

木曾川・長良川においては、本市が属する濃尾平野の母なる川として、水郷景観の創出を図るとともに、日光川や善太川、鶺鴒川などにおいては良好な河川風景の保全に努めます。

また、昔ながらの生活様式である水屋や輪中景観についても、本市の特色ある景観であるとともに、水とのかかわりを示す景観資源として保全・継承に努めます。